

未熟児養育医療について



身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児（1歳未満）が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。

平成28年1月から、養育医療給付申請の際に、マイナンバーの記載が必要となりました。申請時にマイナンバーと本人確認を行いますので、ご協力お願いいたします。

1. 給付対象

医師が入院療養を必要と認めた次のいずれかの症状のあるかたが対象です。

①出生体重が2,000グラム以下

②生活力が特に薄弱であり、運動不安、体温34℃以下、チアノーゼ、生後24時間以上排便なし、黄疸などの症状がある場合

※医療費助成が受けられる医療機関は、全国の指定された養育医療機関です。

2. 費用負担

病院窓口での健康保険適応分の医療費の自己負担はありません。（世帯の所得税額に応じ、医療費の自己負担額が認定されますが、福祉医療制度の該当となるため自己負担はありません）ただし入院時のオムツ代、差額ベッド代、寝衣代などの健康保険扱いにならないものは対象外のため、自己負担になります。

3. 申請方法

裏面の(1)～(8)の必要書類と印鑑をお持ちのうえ、保健センターまで提出してください。申請手続きは、出生後速やかに（赤ちゃんが入院中に）行ってください。



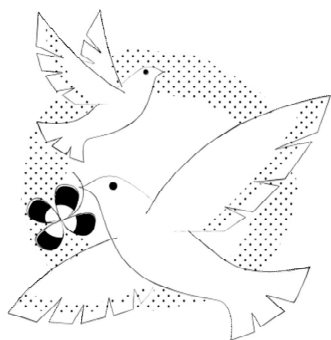
< 必要書類 >

- (1) 養育医療給付申請書
- (2) 養育医療意見書（主治医が記載）
- (3) 世帯調書
- (4) 受療児または被保険者（扶養義務者）の健康保険証またはそのコピー
- (5) 受療児及び扶養義務者、同一世帯に属するかたのマイナンバーカードまたは通知カード
- (6) 委任状
- (7) 母子健康手帳

※この他に世帯調書に記載された扶養義務者のうち町外から転入されてきたかた（前年の1月1日に邑楽町に住所登録がないかた）や、町外にお住まいのかたがいる場合は市町村民税所得割額がわかる書類を提出していただくことがあります。

4. 養育医療券について

申請後、書類の審査を行い、承認の場合は養育医療券を発行します。申請から約1週間後に扶養義務者のかたに郵送しますので、医療機関へご持参ください。



問合せ先 邑楽町保健センター
住所：邑楽町大字中野 2570-3
電話：0276-88-5533
FAX：0276-88-5528